

無期転換権潜脱目的での女性医師雇止め事件・記者レク資料

厚労記者クラブ 幹事社 様 (フジテレビ社様)

(FAX 0335809289、0335034710)

2018年2月20日

弁護士 笠置裕亮

〒231-8873

横浜市中区相生町1-15第2東商ビル7階

TEL 045-662-2226

FAX 045-662-6578

笠置携帯 090-7204-6811

E-MAIL (笠置) yusukekasagi@yahoo.co.jp

□記者レク日時 (予約済) 2018年2月20日 (火) 15時@厚労記者会会見室

□参加者 当該労働者、当該労働者が加盟している労働組合員 (よこはまシティユニオン)、
代理人弁護士1名

※当該労働者の顔出しNG、氏名NG

□当日は資料30部を持参します。

第1 概要

1 当該労働者

30代の女性医師、横浜旭中央総合病院の乳腺外科・総合診療科にて勤務、よこはまシティユニオンの労働組合員。

2 被申立人=医療法人社団 明芳会

1962年3月16日に設立された医療法人。被申立人は、全国に100施設を超える病院や介護老人保健施設等を展開している、全国でも有数の大規模医療法人である。

被申立人が経営する病院の一つが、横浜旭中央総合病院である。同病院は、2017年4月1日現在、31の診療科目に対応し、78名の常勤医師を含む954名の職員を抱える、神奈川県内でも有数の大病院である。

3 経緯

本人は2010/4に常勤医師として入職。1年契約の更新を7回繰り返した。

乳腺外科部長との個人的な諍いを理由に退職勧奨を受けるようになり、2017/5に組合加入。退職勧奨中止と、労働条件について交渉をしていたところ、2017/11、突如2018/3末で雇止めするとの予告を受ける。無期転換逃れの雇止めであるとして撤回を求めるも、拒否。

やむなく2018/1/15に不当労働行為救済命令申立て&実効確保の措置勧告申立て (神奈川県労働委員会・平成30年(不)第1号事件)。

第1回期日は2月28日午前8時~@神奈川県労働委員会にて開催。

第2 事案詳細

1 雇止め理由（＝担当させるべき仕事がない）に客観的合理性・社会的相当性がないこと（労働契約法19条違反）

(1) 雇用継続に対する高度の合理的期待があること

∴基幹業務を担う常用的雇用、更新回数、通算期間が相当長期間、常勤医師契約から非常勤に移行、雇用継続の期待を持たせる言動（「犯罪などがない限り、医師側から退職希望がなければ病院側から雇止めをすることはない」）をされている

(2) 客観的合理性・社会的相当性なし

∴退職勧奨開始後に人員募集をかける、2月末で乳腺外科の医師が退職、事務長「部長が当該労働者を嫌悪しているから」

2 本件雇止めは法人内の組合員排除を目的としていること（労働組合法7条違反）

∴有効な雇止めとはおよそ考えられない

組合を通じた労働条件に関する団体交渉中に突然雇止めを予告
→交渉が無意味に

組合加入後、業務のオファーもなくなる

3 無期転換権行使可能となる前日の2018年3月末日付での雇止めであること（労働契約法18条の潜脱）

2010年4月以降、被申立人との間で1年の有期契約を更新しているため、労働契約法18条により、2018年4月1日以降、無期転換権を行使することが可能に
※有期特措法（「専門的知識を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」）

上、医師は一定の要件のもと適用除外となり得るが、現在の当該労働者の年収は、同法が適用される年収要件（1075万円以上）を満たしていない

→唯一の組合員である当該労働者による無期転換権行使をおそれた雇止め

4 本件の意義

無期転換権の行使が可能になる2018年4月1日を目前に、理化学研究所、東北大学など、全国各地で「駆け込み」的な雇止め事例が相次いでいる。このような法律を潜脱することを目的とした雇止め問題について、広く社会に周知・警告したいと、記者会見を行う。

(弁護団員 菅野庄一・笠置裕亮弁護士)

以上